令和2年度事業 (実施予定)

地域雇用活性化推進事業のご案内

~地域のアイデアの実現を支援します!~



▶ 地域雇用活性化推進事業とは?【4つの特徴】・・・・・・ P 2
▶ 皆さんの地域では、こんな課題を抱えていませんか? ・・・・・P3
▶ 地域雇用活性化推進事業で、出来ること。・・・・・・・ P 4
▶ 地域雇用活性化推進事業のイメージ図 ・・・・・・・・ P 5
「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」 スキーム ・・・・P 6
「伴走型支援 (A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組) 」のイメージ・・・P7
「B 人材育成の取組」 スキーム ・・・・・・・・ P 8
「C 就職促進の取組」 スキーム ・・・・・・・・・P 8
▶ 令和2年度における地域雇用活性化推准事業のスケジュール・・・P.9

(注) 令和2年度本予算の成立に伴う本事業の予算確保を前提としているため、 今後、事業内容等の変更があり得ることにご留意ください。



厚生労働省都道府県労働局令和元年12月

地域雇用活性化推進事業とは?【4つの特徴】

- 1. <u>地域主導で課題解決</u>に取り組める! つまり、自らのアイデアで地域を活性化させるチャンス
- 2. 取組期間は最大3年度間
- 3. 費用は国が負担! (年間最大 4 千万円) 複数市町村 (特別区を含む。) で実施する場合には費用を上乗せ (1 地域あたり 2 千万円/年(※ 1))
- 4. 計画策定~事業終了まで、 地域活性化の<u>専門家が丁寧にサポート</u>(※2)

- ※1 加算上限1億円/年
- ※2 地域雇用対策や地方創生に関する識見を有する「地域雇用活性化支援 アドバイザー」を派遣・支援します

皆さんの地域では、こんな課題を抱えていませんか?

- ✓ 全国的な雇用情勢は改善しているのに、自分達の地域は改善が遅れ、 雇用機会が不足している
- ✓ 働く意欲のある高齢者は多いが、就労機会が不足している
- ✓ 量的に雇用機会はあるものの、求職者との<u>ミスマッチが生じている</u>
- ✓ 人口減少や若者の流出等に伴い過疎化が進み、人手が不足している
- ✓ 勤務環境・条件により、労働者の確保・定着が進まない (結果、事業所が廃業・撤退を余儀なくされている)



皆さんの地域の課題解決に向け、 地域雇用活性化推進事業が活用できます。

地域雇用活性化推進事業で、出来ること。

- > 地域内の魅力ある雇用の場の確保に向けた、地域内事業所の新分野進出、生産性向上、職域開発等を通じた事業拡大や雇用管理改善
- > 地域内事業所のニーズを踏まえた求職者の能力開発 や人材育成
- > UIJターン就職希望者を含めたマッチング



これらを、地域の実情に合わせて地域自身がコーディネート!

地域雇用活性化推進事業のイメージ図



「地域雇用創造協議会」とは?

市町村、地域の経済団体、その他の 地域関係者等から構成され、地域の 特性を生かして重点的に魅力ある 雇用の確保を図る分野及び方策等を 検討し、事業を主導します。

事業所向け

A 事業所の魅力向上、 事業拡大の取組

→→→ 詳細は6ページ

魅力ある雇用の確保を図る講習会 等の実施

例:

- □新分野進出、販路拡大、生産性 向上に必要な技術、ノウハウを 学ぶ講習会
- □雇用管理改善、職域開発の必要 性・手法等を学ぶ講習会
- □意欲ある事業所が行う新分野進 出等の取組への伴走型支援

魅力ある雇用の確保・拡大



C 就職促進の取組 →→→ 詳細は8ページ

A、Bを利用者した事業主・求職者やUIJター ン就職希望者を対象に

- □合同企業説明会
- □ 合同就職而接会
- SNSによる情報発信(講習会、地域情報) 等を実施

面接会等によるマッチング

【事業規模(委託費上限)】

各年度4千万円

複数の市町村で連携して実施する場合、 1地域当たり2千万円/年を加算 (加算上限1億円/年)

【実施期間】 3年度以内

(令和2年度は令和2年10月~2年6ヶ月間)

求職者向け

B 人材育成の取組

→→→ 詳細は8ページ

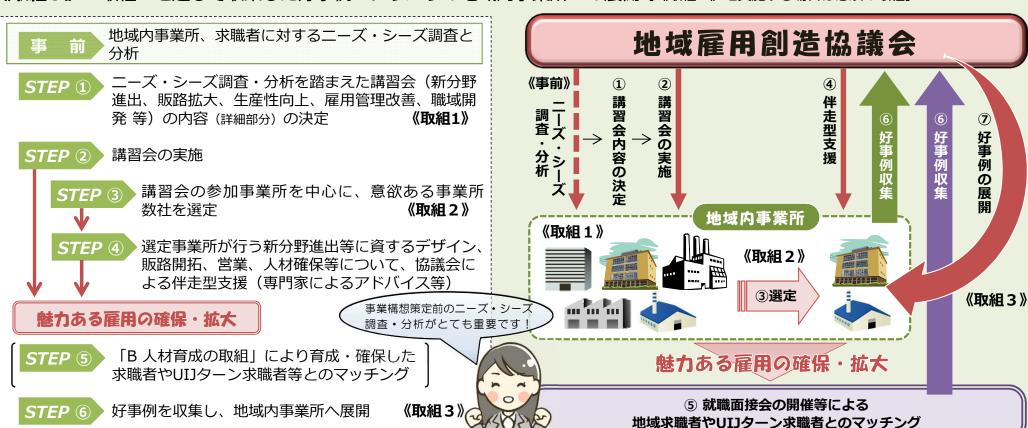
地域の人材ニーズ等を踏まえた 求職者の能力開発や人材育成を 図る講習会等の実施

- □ 地域農産品の知識・取扱い・ 加工等を学ぶ講習会
- 職業スキル(| T、接遇等) を習得する講習会 等

スキルアップ人材の確保

「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」スキーム

- 《事前》・地域内における「魅力ある雇用」の確保・拡大に向けた、地域内事業所や求職者に対するニーズ・シーズ調査・分析
- 《取組1》・上記の調査・分析の結果を踏まえた、地域内事業所の新分野進出、販路拡大、生産性向上、雇用管理改善、職域 開発等(以下「新分野進出等」という。)に資する講習会の開催 [必須の取組]
- 《取組2》・取組1の講習会参加事業所を中心に意欲ある事業所数社を選定し、選定事業所が行う新分野進出等の取組について、 伴走型による支援の実施 【任意の取組】
- 《取組3》・取組2を通じて収集した好事例・ノウハウの地域内事業所への展開【《取組2》を実施する場合は必須の取組】



「伴走型支援(A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組)」のイメージ

【重点分野】農林水産業、食品製造・販売

【目 標】地域における<u>新分野進出等を通じた「魅力ある雇用」を確保するための事業モデルを構築し、地域内事業所への横展開を図る</u>。このため、地域の農産物を原料とした加工品を扱う事業所や当該分野への進出を検討している事業所・創業希望者が共同でマルシェ(市場)スペースを確保し、販路拡大や新分野進出、共同開発による新商品の試験販売等の取り組みを通じて「魅力ある雇用」を確保する

【協議会の支援】販路拡大や新分野進出に有効な専門アドバイザー等の派遣、新商品開発に必要な機器等損借料の支弁、 新商品パッケージ作成の際のデザイナー等の派遣、試験販売のための会場借料の支弁等



「B 人材育成の取組」スキーム

《取組》地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者(UIJターン就 職希望者を含む)の能力開発や人材育成を図るための 講習会等の開催

例えば・・

- ▶ 求職者に対するスキルアップ講習会、職場体験
- ▶ 管理職や事業所で中核を担う人材を育成するための専門的な知 識・技能の付与や向上を目的とする講習会
- ▶ 求職者の創業手法に関する講習会

地域内事業所・求職者に対するニーズ調査等

- □ 地域内事業所が求職者に対しどのようなスキル・知識 を有した人材を求めているのかを調査・分析
- □ 地域内にはどのような求職者がいるのかを調査・分析
- □ UIJターン求職者の属性等を調査・分析

STEP 1

▶上記を踏まえた講習会の内容 (詳細部分) の決定

就職先がイメージできる内容、受講しやすい場所・時 間・期間、専門的知識・技術を有し、地域事情を理解 している(しようとする)講師等の決定

STEP ② 講習会の周知

SNSや広告、市報等を活用した周知

STEP 3

講習会の実施

スキルアップ人材の確保

受講者の確保に当たっては、 地域のハローワークと連携 することが効果的!



STEP ④ (C 就職促進の取組)

「A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組」により確保・ 拡大した「魅力的な雇用」等とのマッチング

「C 就職促進の取組」スキーム

《取組》地域における就職促進等を図るためのマッチングや求 職者(UIJターン就職希望者)への情報提供等

例えば・・

- ▶ 合同就職セミナー、面接会等
- ▶ UIJターン就職希望者に対する情報提供
- ▶ 他のセミナー・講習等に関する情報収集・提供



【魅力ある雇用を有する 地域内事業所等】



面接会等の周知・案内

【スキルアップ人材・UIJ ターン就職希望者等】



面接会等の周知・案内

他のセミナー等 の情報収集



地域雇用創造協議会

【UIJターン就職希望者等】

令和2年度における 地域雇用活性化推進事業のスケジュール

	各地域	厚生労働省・都道府県労働局
令和元年12月	□ 協議会の立ち上げ(設立準備会でも可)	◆ 地域雇用活性化推進事業の詳細を周知
令和2年1月	事業構想提案書の策定に向けた調査・検討✓ 地域内事業所、求職者に対するニーズ・シーズ調査と分析	
2月	✓ 地域課題や雇用課題の特定✓ 課題解決に向け重点的に取り組む分野、活用できる地域資源、対象とする求職者層等の決定	
3月	□ 事業構想提案書の策定	◆ 公示(事業構想提案書の募集)
4月	(雇用機会不足地域の場合は、地域雇用創造計画を併せて策定) □ 地域雇用活性化支援アドバイザーによる事業構想提案書の チェック・アドバイス【4月以降随時】	
5月	□事業構想提案書の提出	◆ 事業構想提案書の締切り
6月	事業実施までのステップ、事業構想提案書(ひな型)	
7月	については、【資料編】の 2ページ、5ページをご確認 ください。	
8月	ロプレゼンテーション (予定)	◆ 事業選抜・評価委員会において選抜地域を決定
9月		◆ 地域雇用創造計画の厚生労働大臣同意
10月	□ 委託契約を締結し、令和2年度事業を開始	◆ 委託契約の締結